

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(六五・総務課)	1
秋田県公報発行規則等の一部を改正する規則(六六・総務課)	2
単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(六七・人事課)	2
秋田県財務規則の一部を改正する規則(六八・財政課)	3
秋田県立身体障害者福祉センター管理規則を廃止する規則(六九・障害福祉課)	3
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則(七〇・水産漁港課)	3
訓令	
秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(一七・人事課)	4
秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(一八・地方労働委員会事務局審査課)	4
秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令	5
秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(二・人事課)	5
規則	
破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。	
平成十六年十二月二十四日	
秋田県規則第六十五号	
秋田県知事 寺田典城	

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部改正)

第一条 秋田県南部老人福祉総合エリア規則(昭和六十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。
様式第五号中「〇呷呷」を削り、「〆呷呷」を「〆呷呷」に改める。

(秋田県障害者自立訓練センター規則の一部改正)

第二条 秋田県障害者自立訓練センター規則(平成九年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「禁治産又は準禁治産の宣告」を「後見開始又は保佐開始の審判」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第三条 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「破産宣告その他」を「破産手続開始の決定その他の」に改める。

第二十二条第一項の表中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則及び秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「破産宣告その他」を「破産手続開始の決定その他の」に改める。

一 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)第九条第一項

二 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第八号)第十四条

(秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第五条 秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(昭和四十七年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削り、同項第九号中「破産の宣告その他」を「破産手続開始の決定その他の」に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第六条 農業協同組合法施行細則(平成五年秋田県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「破産等」を「破産手続開始の決定等」に改める。
第三十条中「破産」を「破産手続開始」に改める。

様式第十五号中「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。
様式第三十七号中「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第三十七号中「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。
様式第三十七号中「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第七条 水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、

同条第二号及び第三号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「若しくは破産宣告」を「又は破産手続開始の決定」に改め、同条第六号中「虞れ」を「おそれ」に改める。

(秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第八条 秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号(裏面)林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第一条第四号中「破産」を「破産手続開始」に改め、「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改め、「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第五号(裏面)林業・木材産業改善資金貸付金借用証書特約条項第二条第四号中「破産」を「破産手続開始」に改める。
(建築士法施行細則の一部改正)

第九条 建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三号中「建築士事務所開設者破産届」を「建築士事務所開設者破産手続開始決定届」に改める。

様式第十三号中「建築士事務所開設者破産届」を「建築士事務所開設者破産手続開始決定届」に、「破産手続開始の決定」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

秋田県公報発行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県規則第六十六号

秋田県知事 寺田典城

秋田県公報発行規則等の一部を改正する規則

(秋田県公報発行規則の一部改正)

第一条 秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
別表第一第七号を次のように改める。

七 労働委員会の委員

労働委員会事務局審査課長

(秋田県公舎管理規則及び次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

一 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)別表出納局長世帯用公舎の項第一号

二 次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則(平成十六年秋田県規則第四十号)本則の表知事の項

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

単純労働の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県規則第六十七号

秋田県知事 寺田典城

単純労働の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労働の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十一年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十二條の二」を「第二十三條第一項」に改め、「寒冷地」の下に、「(同項各号に掲げる地域をいう。)」を加え、同条後段を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の単純労務の職員の給与の基準を定める規則の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「の各号」を削り、同条第一号の表(八)の項中「地方労働委員会会長」を「労働委員会会長」に改める。

第九十三条中「第六十一条第一項第十四号」を「第六十一条第一項第十七号」に改め、同条第三号中「昭和三十年法律第九十七号」の下に「の規定」を加え、同条第四号中「児童手当法」の下に「の規定」を加える。

第三百八十三条中「一」を「いずれかに」に改め、「令第七十一条の三の規定による」を削り、「すでに」を「既に」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百八十六条の二中「の各号」を削り、同条第四号中「大正十一年法律第七十一号（第三百六十六条ノ十二）」を「平成十六年法律第七十五号（第二百五十三条第一項）」に、「第二百四条」を「第二百四条第一項」に改める。

別表第一地方労働委員会の項を次のように改める。

労働委員会	労働委員会事務局長	労働委員会事務 同審査課長
-------	-----------	------------------

別表第二の二第六号の二から第六号の五までを削り、同表第五十一号を次のように改める。

五十一 助産婦名簿謄本交付手数料

別表第二の二第七十号を次のように改める。

七十 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可申請手数料

別表第二の二第七十号の次に次の三号を加える。

七十の二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可申請手数料

七十の三 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認申請手数料

七十の四 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売又は製造に係る調査申請手

数料

別表第二の二中第三百三十六号の三十を第三百三十六号の三十四とし、第三百三十六号の二十六から第三百三十六号の二十九までを四号ずつ繰り下げ、第三百三十六号の二十五の次に次の四号を加える。

百三十六の二十六 使用済自動車引取業者登録申請手数料

百三十六の二十七 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料

百三十六の二十八 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料

百三十六の二十九 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第九十三条並びに別表第二の二第五十一号及び第七十号の改正規定並びに同号の次に三号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県立身体障害者福祉センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十九号

秋田県立身体障害者福祉センター管理規則を廃止する規則

秋田県立身体障害者福祉センター管理規則（昭和四十三年秋田県規則第二十一号）は、廃止する。

附則

1 この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

2 平成十七年一月分に係るこの規則による廃止前の秋田県立身体障害者福祉センター管理規則第七条の規定による報告については、なお従前の例による。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年秋田県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「期間」の下に「の区分に応じ」を加え、同項の表を次のように改める。

まがれい		二月一日から三月三十一日までの間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで
まがれい		九月一日から十月三十一日までの間	旬の末日	

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十七号

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十六年十二月二十四日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令
 秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「秋田県地方労働委員会事務局処務規程」を「秋田県労働委員会事務局処務規程」に改め、同条第五号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

別表第一第一号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。
 様式第十一号中「英検 級程度」を「ワープロ」や「英検 級程度」TOEIC 点 TOEFL 点)に、
 「(6) 破産の宣告を受けたことがあるか。
 (7) 免職させられたことがあるか。」

附則
この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

秋田県訓令第十八号

庁 中 一 般

秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十六年十二月二十四日
 秋田県知事 寺田典城
 秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 秋田県地方労働委員会事務局処務規程(昭和三十年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 秋田県労働委員会事務局処務規程
 第一条中「秋田県地方労働委員会事務局」を「秋田県労働委員会事務局」に改める。
 別表を次のように改める。
 別表(第九条関係)

公印の種類	公印の形式	公印の寸法																		
秋田県労働委員会印	<table border="1"> <tr> <td>秋</td> <td>田</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>労</td> <td>員</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	秋	田	県	労	員	会	委			二七ミリメートル平方									
秋	田	県																		
労	員	会																		
委																				
秋田県労働委員会会長印	<table border="1"> <tr> <td>秋</td> <td>田</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>労</td> <td>員</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	秋	田	県	労	員	会	委			二四ミリメートル平方									
秋	田	県																		
労	員	会																		
委																				
秋田県労働委員会審査委員長印	<table border="1"> <tr> <td>秋</td> <td>田</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>労</td> <td>員</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	秋	田	県	労	員	会	委			審			査			委			二二ミリメートル平方
秋	田	県																		
労	員	会																		
委																				
審																				
査																				
委																				

秋田県労働委員会事務局長印 秋田県労働委員会審査課長印	秋田県労働委員会事務局長印	秋田県労働委員会仲裁委員長印	秋田県労働委員会調停委員長印	秋田県労働委員会審査委員印
県委事務審長 田働会局課 秋労員務査	県委事務長 田働会局 秋労員務	県働会裁長 田員員 秋労委仲委	県働会停長 田員員 秋労委調委	県委審員 田働会委 秋労員査
二二ミリメートル平方	二四ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方

秋田県労働委員会事務局
調整課長印

県委事務調長
田働会局課
秋労員務査

二二ミリメートル平方

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、
秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員
員会訓令

秋 田 県 監 査 委 員、秋田県人事委員会、訓令第二号
秋田海区漁業調整委員会

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
事 務 局 一 般

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城
秋田県議会議長 鈴 木 洋 一
秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎
秋田県人事委員会委員長 加 賀 谷 殷
秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
秋田県職員安全衛生管理規程（昭和五十五年秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

附 則

第二各号及び第十六条第一項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄